

第9回

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事次第

日時：平成21年3月23日（月）

13：00～15：00

場所：上北山村振興センター

（奈良県吉野郡上北山村河合）

1. 挨拶

2. 議事

（1）平成20年度西大台利用調整地区の運用結果について

（2）平成21年度西大台利用調整地区の運用計画について

3. その他

第9回吉野熊野国立公園西大台地区
利用適正化計画検討協議会

出席者名簿

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師
横田 岳人	龍谷大学 准教授

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	鳥谷 和彦 流域管理調整官
奈良県地域振興部文化観光局 ならの魅力創造課	福野 博昭 主任調整員
奈良県くらし創造部 景観・環境局自然環境課	米浪 祐次 主査
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村建設産業課	福本 清 課長 松島 克典 主幹
川上村地域振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	栴田 満 係長

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	新谷 五男 委員長
上北山村観光協会 上北山村区長会	更谷 昌美 会長（代表）
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
（財）グリーンパークかわかみ	（ご欠席）
大杉谷自然学校	（ご欠席）
近畿日本鉄道（株）大阪輸送統括 部運輸部事業課	（ご欠席）
山岳ガイドクラブ 北山いこら	鎌田 誠明 会長
奈良県勤労者山岳連盟	由良 行基周 自然保護委員長
奈良県山岳連盟	大日 公一 副会長理事
奈良県タクシー協会	（ご欠席）
奈良交通（株）吉野営業所	森 康七 助役
（社）日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	（ご欠席）
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 参事
吉野熊野観光開発（株）	（ご欠席）
ワーク21かみきたやま	（ご欠席）

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	田邊 仁 統括自然保護企画官 杉田 高行 国立公園・保全整備課長 松井 裕 自然再生企画官 吉澤 泰輔 自然保護官
吉野自然保護官事務所	濱名 功太郎 自然保護官
（株）スペースビジョン研究所	宮前 洋一 幡 建樹

配布資料一覧

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表

- 資料 1 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果概要
- 資料 2 - 1 平成 20 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価（森林生態系保全再生）
- 資料 2 - 2 平成 20 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価（新しい利用の在り方推進）
- 資料 3 平成 21 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）
- 参考資料 1 大台ヶ原の利用動向
- 参考資料 2 平成 20 年度西大台利用調整地区の利用に関する調査結果
概要
- 参考資料 3 西大台利用調整地区における歩道現況調査結果概要
- 参考資料 4 第 8 回西大台地区利用適正化計画検討協議会議事概要

平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果概要

吉野熊野国立公園の大台ヶ原では、西側に位置する西大台地区の良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、自然公園法に基づき立入り人数等を調整する区域として「西大台利用調整地区」を平成 18 年 12 月 26 日に指定した。その後、平成 19 年度は 9 月 1 日から 11 月 28 日までの約 3 ヶ月間、平成 20 年度は 4 月 23 日から 11 月 30 日までの約 7 ヶ月間、利用調整を実施した。平成 20 年度の利用調整にかかる運用結果の概要は以下のとおりである。

◆**利用調整の期間**：平成 20 年 4 月 23 日～平成 20 年 11 月 30 日（222 日間）

この期間は、事前に申請をして認定を受けた利用者のみ西大台に立入りが可能。

※利用集中期は、過去の利用者数調査から、4 月 26 日～6 月 1 日、8 月 9 日～8 月 17 日、9 月 27 日～11 月 3 日の計 84 日間を設定。

◆**上限人数**

ア：利用集中期の土日祝日：100 人

イ：利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：50 人

ウ：上記以外の平日：30 人

（※利用調整期間の上限人数合計 10,790 人）

◆認定者数

利用調整期間（222日間）の認定者数は、合計1,288人であり、立入りをキャンセルした人132人を除く推定立入人数^{*}は、計1,156人であった。また、同期間の延べ上限人数10,790人に対する認定者数の比率は、平均11.9%であった。

この期間のうち最も認定者数が多かったのは、10月26日（日）で、46人であった。また、認定者数が0の日は、222日間で68日間あり、その割合は30.6%であった。

表1 月別認定者数等

月	認定者数①	キャンセル数②	推定立入人数 (①-②)	延べ上限人数③	上限に対する比率(% (①÷③×100)
4月	55	4	51	490	11.2
5月	222	34	188	2,100	10.6
6月	174	8	166	1,130	15.4
7月	88	4	84	1,110	7.9
8月	127	6	121	1,430	8.9
9月	(67) 85	(15) 15	(52) 70	(1,240) 1,240	(5.4) 6.9
10月	(250) 304	(32) 36	(218) 268	(2,000) 2,000	(12.5) 15.2
11月	(135) 233	(17) 25	(118) 208	(1,160) 1,290	(11.6) 18.1
合計	(452) 1,288	(64) 132	(388) 1,156	(4,400) 10,790	(10.3) 11.9

※1：()内は、平成19年度の認定者数等の値。

※2：平成20年度の4月は4/23～4/30の8日間。平成19年度の11月は11/28まで。

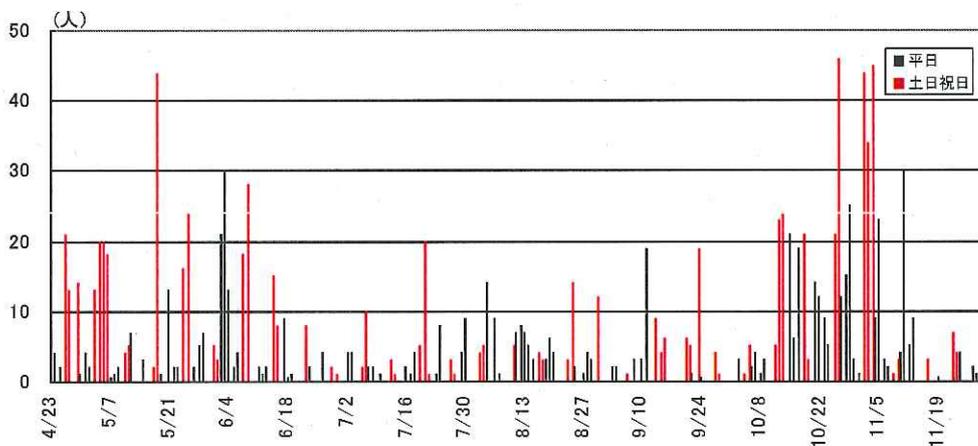


図1 日別認定者数

◆巡視

利用調整地区における禁止事項等に対する違反者への注意の件数は、合計 19 件、延べ 32 人であり、違反の内容は、全て無認定の入山であった。また、無認定かつ犬を連れての入山が 1 件あった。平成 19 年度（9～11 月、21 件 40 人）と比べると、違反者への注意件数は減少している。

違反者等に対しては、制度説明、注意の上、利用調整地区からの退去を求めた。指導の結果、違反者等は、いずれの場合も指導に従って退去している。

表 2 違反者等への指導の状況(平成 20 年度)

月	区域内における 無認定立入り者への指導		入口等での 無認定立入りの防止		ドライブウェイにおける 駐車車両の 確認件数
	件数	人数	件数	人数	
4 月	0	0	1	1	8
5 月	6	7	10	16	29
6 月	7	12	8	16	14
7 月	0	0	9	16	14
8 月	1	7	6	14	7
9 月	(4) 0	(5) 0	(4) 1	(-) 2	(9) 24
10 月	(12) 2	(23) 3	(17) 17	(-) 27	(27) 6
11 月	(5) 3	(12) 3	(13) 10	(-) 18	(10) 9
合 計	(21) 19	(40) 32	(34) 62	(-) 110	(46) 111

※ 1 : ()内は平成 19 年度の値

※ 2 : ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において、駐車車両の確認を行った。

平成 20 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価（森林生態系保全再生）

西大台利用調整地区モニタリング調査は、利用調整の目標である「自然環境への負荷軽減と、より質の高い自然体験を享受する場の提供」の達成状況について検証し、その結果に基づいて適切な計画内容の見直しを行っていくことを目的としている。

平成 20 年度に実施した自然環境の状態に関する以下の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で検討した。

本年度は、モニタリングを効果的に行うための調査地点の設定等について変更を行った。

利用調整の運用後 1 年が経過し、土壌硬度や蘚苔類調査では人の利用の影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めたが、現状は過剰利用からの回復過程と考えられることから、平成 19 年度及び平成 20 年度の調査結果を初期値として位置づけ、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要と考えられる。

このことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると判断した。

■ 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会森林生態系部会で評価した「自然環境の状態」に関する調査項目（平成 20 年調査実施分）

調査項目		評価概要
植物	植生調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整による歩道周辺等における踏圧や種子の持込み等による植物相への負荷の軽減度合いを把握するために土壌硬度、植被率、国外外来種の植被率に着目して調査を実施。 利用調整運用前の H19 年 8 月の利用者数は 5,550 人であったが利用調整運用後の H20 年 8 月の利用者数は 121 人に減少した。この結果、踏圧の影響の指標となる土壌硬度は、道際（0m）では H19 に比べ H20 は柔らかくなる傾向が見られ、歩道沿いに与える踏圧の影響が減少したものと考えられる。 植被率については、同一調査区（大台教会下・ナゴヤ谷）の H19 と H20 の傾向に大きな変化は見られず、歩道から離れるほど高くなった。ナゴヤ谷については、H19 と H20 とともに歩道から離れるほど植被率が低くなる傾向にあり、H19 と同様に道際に近いほど国外外来種のコヌカグサの被度が高くなった。 植物相への負荷については、国外外来種は H19 と同様にナゴヤ谷のみでコヌカグサが確認された。すべての地点で新たな国外外来種は確認されておらず、大きな変化は見られなかった。
	植生回復調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整による歩道周辺等における植生の維持および回復状況を把握するために草本層の植被率と高さに着目して調査を実施。 人の利用による踏み分け道、裸地化地点に設置した調査区の草本層の被度について、H19 と H20 を比較した結果大きな変化は見られていない。

	希少植物調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整による歩道周辺における希少植物の生育環境への負荷の低減度合いを確認するために希少植物の生育状況に着目して実施。 ・ 本年度は、H19、20年の調査結果を合わせ、盗掘等人の影響を受けやすい種を選定した。
	蘚苔類被度調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整による歩道周辺等における地表性蘚苔類への負荷の軽減度合いを把握するために群落動態に着目して調査を実施。 ・ 当初検討していた以上に利用調整後1年目で多くの変化が現れていた。しかし、変化の傾向は歩道周辺と林床で差があるなど人為的影響との関連が推測された。 ・ 影響の原因としては歩道掘削による流水や積雪の崩れ、あるいは踏み込みが少なくなったことによる落ち葉の堆積などがあると考えられ、現在の状況は過剰利用からの回復過程にあると考えられた。
動物	土壌動物調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整による土壌動物群集の生息環境への負荷軽減度合いを把握するためにトビムシとササラダニを指標に調査を実施した。 ・ 0m、2mの調査区では、個体数が少なく、4m、8mと歩道から離れるに従い個体数が増す傾向にあった。
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整運用後1年が経過した結果、踏圧の影響の指標となる土壌硬度は、利用者の減少により歩道脇が柔らかくなる傾向が見られた。また、歩道脇の蘚苔類への負荷の軽減については、1年目で多くの変化が現れており、現在の状況は過剰利用からの回復過程にあると考えられ、ある一定の効果がみられたと考えられる。 ・ 植物相、土壌動物の生息環境への負荷や植生の維持・回復状況については、利用調整運用後1年しか経過していないため、大きな変化は見られなかった。 ・ 各調査におけるH19、20年調査結果を初期値として、今後、継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要である。

平成20年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区の
モニタリング評価（新しい利用の在り方推進）

平成 20 年度西大台利用調整地区モニタリング調査のうち、利用の在り方に関する以下の調査項目について大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で検討した。

利用調整の運用後 1 年が経過し、人の利用による影響が軽減したと考えられる変化が現れ始めたが、現状は過剰利用からの回復過程と考えられることから、平成 19 年度及び平成 20 年度の調査結果を初期値として位置づけ、今後も継続的にモニタリングを実施し、評価することが必要と考えられる。

このことから、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画については変更せず、継続することが必要であると考えられる。

記

■大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会利用対策部会で評価する「利用の在り方」に関する調査項目及び評価概要

調査項目		評価概要
利用実態	認定関係事務の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 開山期間中の立入認定者数は、合計 1,288 人であった。 延べ上限人数（10,790 人）に対する比率は、11.9%と非常に低率に留まっており、平成 19 年度（10.3%）と同程度である。 利用集中を防ぐ効果が見られている。
	巡視及び違反者等への指導状況	<ul style="list-style-type: none"> 無認定立入者への指導は 32 人（一月あたり 4.6 人）と平成 19 年度の 40 人（一月あたり 13.3 人）より減少している。 無認定立入者に対して巡視により発見し、制度を説明して退出を指示する等、適切に指導を行っているが、無認定立入者は後を絶たないため、今後とも徹底する必要がある。
利用者意識	事前レクチャーに関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> レクチャーの長さ、内容、配付冊子に関しては、過半数の受講者が満足と回答した。
	西大台利用調整地区利用後のアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区への満足度について約 7 割の利用者が満足と回答し、7 割強の利用者が再訪の意向を示したことから利用調整地区への評価は概ね高いと考えられる。 歩道外の歩行やゴミの投棄等の問題行動が目撃されており、今後も、利用マナーの徹底等の対策が求められる。
利用施設	歩道現況調査	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区の指定による利用者数の減少及び、ロープ柵の設置等によって、歩道の複線化は解消されつつある。植生についても、一部に回復傾向が確認された。洗掘については、一部、進行している箇所もあったが、これには利用者の影響よりも、雨水による影響が大きいと考えられる。 全体として、利用の影響が緩和され、複線化箇所や歩道周囲の植生が少しずつ回復しており、利用調整地区の指定によって、過剰利用からの回復過程にあると考えられた。

平成21年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

1 利用調整を行う期間

平成21年4月21日（火）から11月30日（月）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1日あたりの立入り可能な人数の上限

ア 利用集中期の土日祝日 : 100人

イ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

ウ 上記以外の平日 : 30人

※1団体（2人以上を団体とする）の利用申込みは、最大10人まで。

3 利用集中期（別添カレンダー参照）

過去の大台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

ア 春期：平成21年4月25日（土）から5月31日（日）まで

イ 夏期：平成21年8月8日（土）から8月16日（日）まで

ウ 秋期：平成21年9月26日（土）から11月8日（日）まで

4 指定認定機関の廃止および窓口業務の引き継ぎ

吉野きたやま森林組合が指定認定機関として認定手続きの窓口業務を行ってきたが、指定認定機関を廃止し、平成21年4月より、吉野自然保護官事務所が認定手続きの窓口業務を行う。

5 認定手続き

立入認定申請書の提出期限を、立入を希望する日の「2週間前まで」から、「10日前まで」に変更する。なお、受付は、利用調整開始日の3ヶ月前である平成21年1月21日（水）から実施している。

6 事前レクチャー

実施期間：平成21年4月21日（火）から11月30日（月）まで

実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者：環境省（主にふれあいコーディネーターが実施）

時間割：以下の時間割を予定。

	利用集中期の土日祝日 (100人)	利用集中期の平日・通常期のすべての日 (50人もしくは30人)
①	7:30～8:00	無し
②	8:30～9:00	8:30～9:00
③	9:30～10:00	9:30～10:00
④	10:30～11:00	10:30～11:00
⑤	11:30～12:00	11:30～12:00
⑥	16:00～16:30	16:00～16:30

7 巡視

<巡視>

実施期間：平成21年4月21日（火）から11月30日（月）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

<協議会による合同パトロール>

西大台地区利用適正化計画検討協議会構成員による合同パトロールを実施する。

実施予定時期：平成21年10月ころ（利用集中期）を予定

<その他>

自然再生事業、公園管理業務と平行として職員が見回る他、吉野警察署と連携し合同でパトロールを実施する。

8 モニタリング

別途モニタリング計画に基づき、自然環境の状態に関する事項として植物相、動物相に関する調査を行い、利用の在り方に関する事項とし利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査を実施する。

モニタリング調査の結果は、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会（平成22年1月に開催予定）において評価を行い、評価結果を吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（平成22年1月に開催予定）に報告する。

9 普及啓発

西大台利用調整地区の制度を広く利用者に知ってもらうため、今後も継続的に普及啓発を行っていく。平成19年度及び20年度は、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページや広報用資料による周知の他、近畿地方を中心に全国の関係者に対して幅広く周知を行った結果、一定の効果がみられたことから、平成21年度も継続的に普及啓発を行うこととする。特に利用調整開始前と各利用集中期の前に重点的に周知を行う。

なお、普及啓発に当たって、平成20年度と同様、東大台地区が利用調整の対象外でこれまでどおり利用可能であることもあわせて周知することとする。

10 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会において報告を行うとともに、ホームページ等により結果を公表する。

平成 21 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

 利用集中期

※利用調整期間 4/21～11/30 (ただし終了日は冬期通行止めの期日により変更あり)

利用集中期 4/25～5/31、8/8～8/16、9/26～11/8

平成 21 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	13	0	0	4	2	10	4	36	3,600
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	3	18	8	9	11	12	21	11	93	4,650
上記以外の平日	4	0	22	22	16	16	0	15	95	2,850
日数計	10	31	30	31	31	30	31	30	224	-
月別上限人数	570	2,200	1,060	1,110	1,430	1,280	2,050	1,400	-	11,100

大台ヶ原の利用動向

1. ビジターセンター調べによる大台ヶ原の利用動向

大台ヶ原ビジターセンター調べによる正午時点における駐車台数をもとに、ドライブウェイ開通期間の利用者数を推計し¹、大台ヶ原の利用実態の把握を行った。なお、平成 20 年度の調査期間は、4 月 22 日～11 月 30 日である。

(1) 利用者数の推移

平成 20 年度の大台ヶ原の利用者総数は、147,167 人であった。平成 19 年度の利用者総数が 183,719 人、18 年度が 200,804 人となっており、利用者数は減少傾向にあるといえる。

なお、過去 5 年間で平成 16 年度の利用者が最も少ないが、これは、台風の影響及びそれによる通行規制の影響があったと考えられる。また、平成 19 年度については平成 19 年 1 月の崩落事故のため、4 月 20 日まで国道 169 号が通行止めとなり、その後、9 月の全面開通まで、片側交互通行の規制が行われていた。

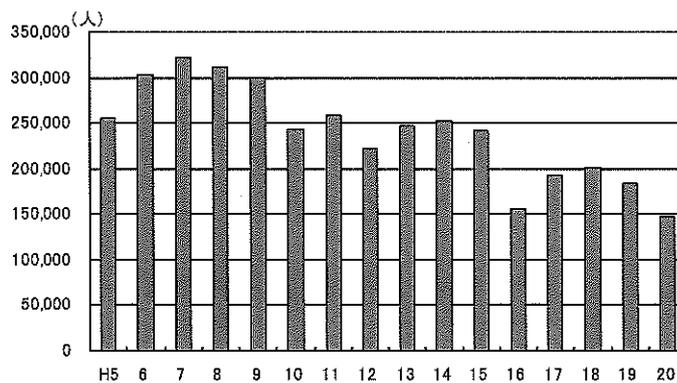


図 1 大台ヶ原の利用者数の推移

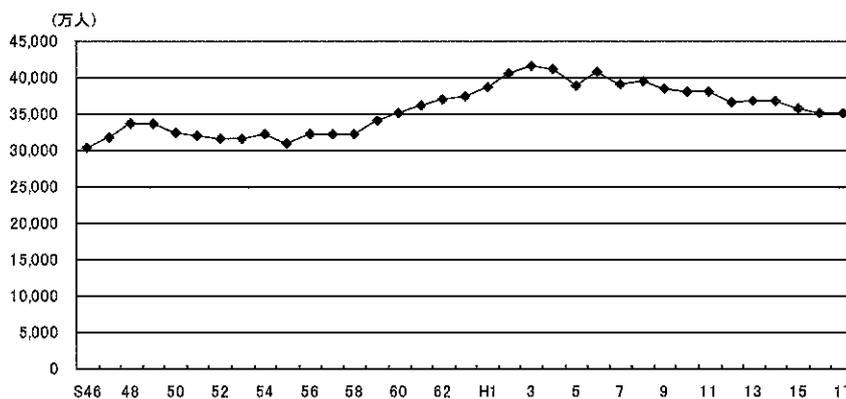


図 2 国立公園（全国）利用者数の推移

出典：環境省資料

¹ 利用者数は、正午時点の駐車台数を基に、以下の式で推計した。

$$\text{利用者数} = \text{観光バス台数} \times 25 \text{ 人} + \text{自動車台数} \times 3 \text{ 人} \times 3 \text{ 回転} + \text{二輪車台数} \times 1.5 \text{ 人}$$

(2) 月別利用者数

過去5年間について、月別利用者数の推移をみると、平成19年を除いて、10月が最も利用者数が多く、次いで5月、8月、11月の利用者が多くなっている。平成20年度については、各月とも利用者数は平年並みか平年を下回っているが、10月は51,064人と、平成18年度に次ぐ利用者数となっており、10月への利用者の集中が顕著であった。

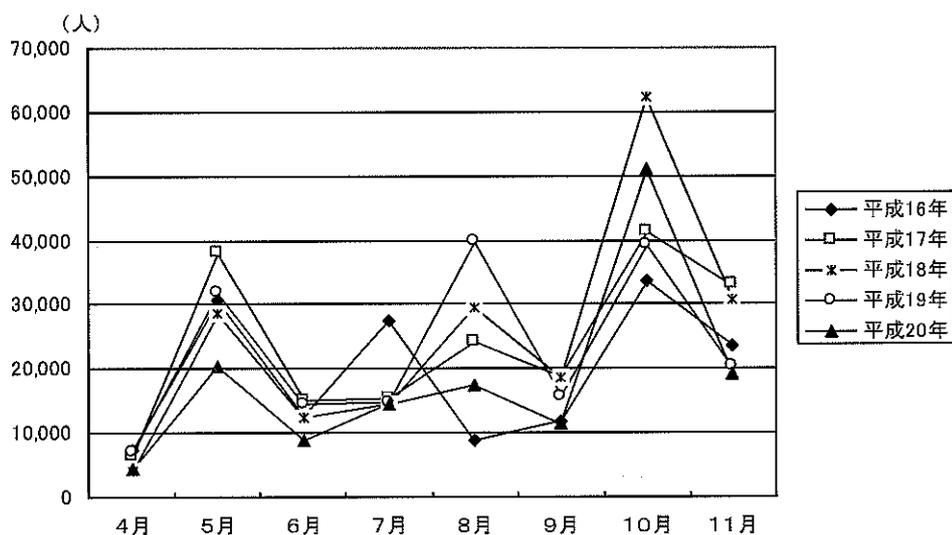


図3 月別利用者数の推移

(3) 曜日別利用者数

平成20年度における休日（土日祝日）の利用者の割合は、59.8%で、平成19年度の56.3%よりも若干増加しているが、平成17、18年度と比較すると、少しずつではあるが、平日への利用の分散化がみられる。

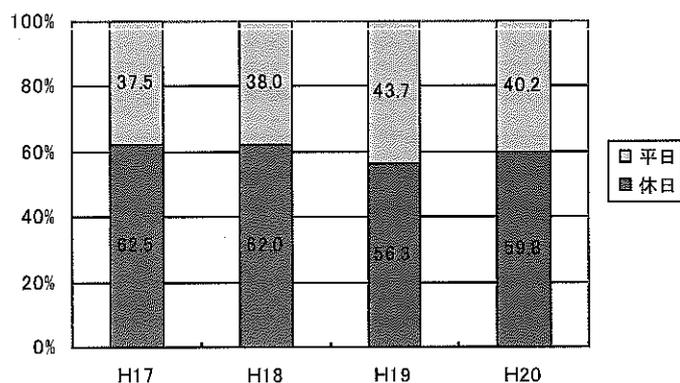


図4 曜日別利用者数割合の推移

(4) 日別利用者数

日別の利用傾向をみると、例年と同様、平日よりも土日祝日の利用者数が多くなっているが、8月のお盆前後や紅葉シーズンの10月下旬に関しては平日の利用者数も比較的多くなっている。

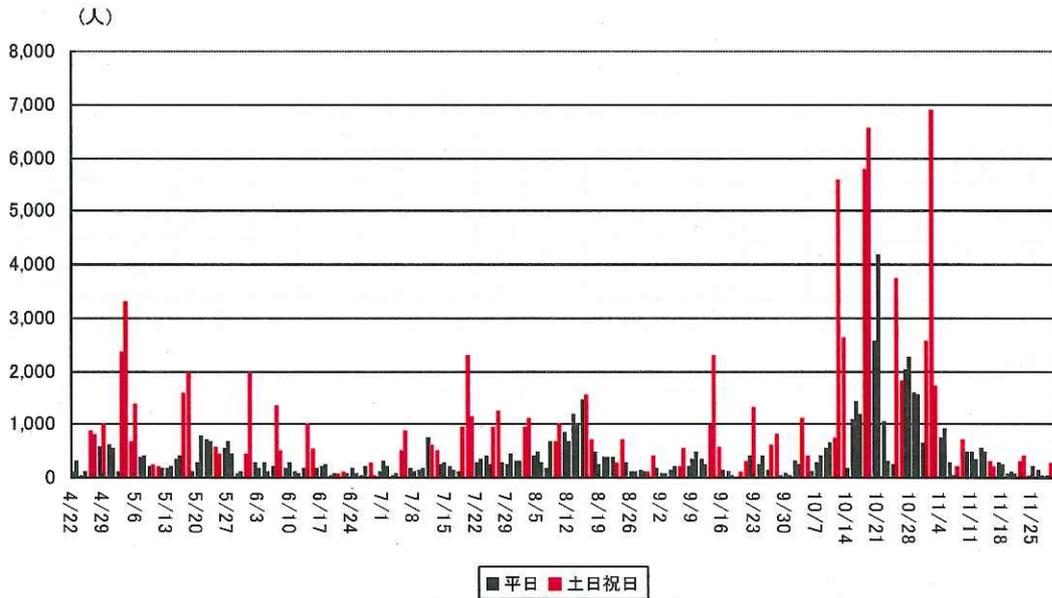


図5 平成20年度日別利用者数

(5) 車両駐車台数

平成20年度の正午時点における駐車台数の合計は、観光バス429台、乗用車14,870台、二輪車1,741台であった。過去5年間の駐車台数の推移をみると、観光バス、乗用車は減少傾向にあるが、二輪車については、平成19年度の台数が最も多くなっており、増加傾向がうかがえる。

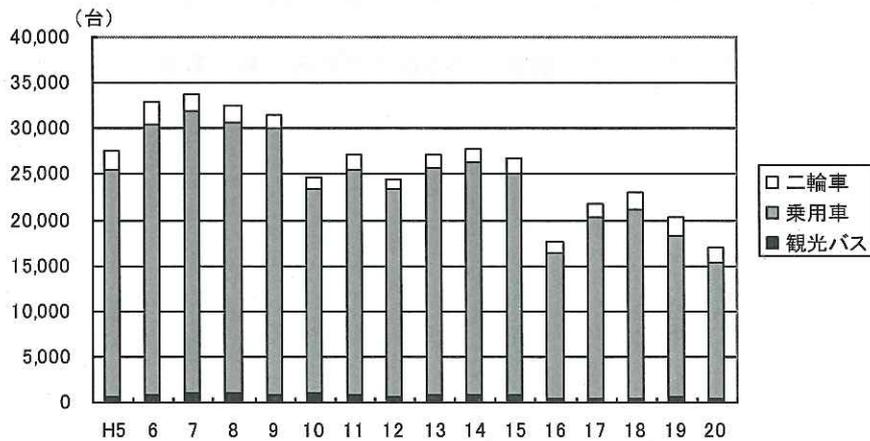


図6 車両種類別にみた正午における駐車台数の推移

2. カウンター調査による西大台地区の利用者数

入下山カウンター調査による西大台地区の利用者数は、下表の通りである。平成19年度は、利用調整開始前の駆け込み利用のため、利用者数が倍増しているが、利用調整が通年で実施された平成20年度は、各月とも利用者数が大きく減少している。

表1 カウンター調査による西大台地区の利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
平成17年度	80	1,134	409	373	546	586	1,321	647	5,096
平成18年度	179	712	390	552	884	434	1,439	656	5,246
平成19年度	166	1,242	1,060	1,967	5,550	131	299	175	10,590
平成20年度	65	222	194	113	157	106	301	241	1,399

※4月の調査期間は、以下の通り。17年度：4/28～30、18年度：4/19～30、19年度：4/20～30、20年度：4/22～30

※調査期間中、カウンターの動作に不具合が生じた日の利用者数については、該当日の前後の日の平均値をもって補正している。

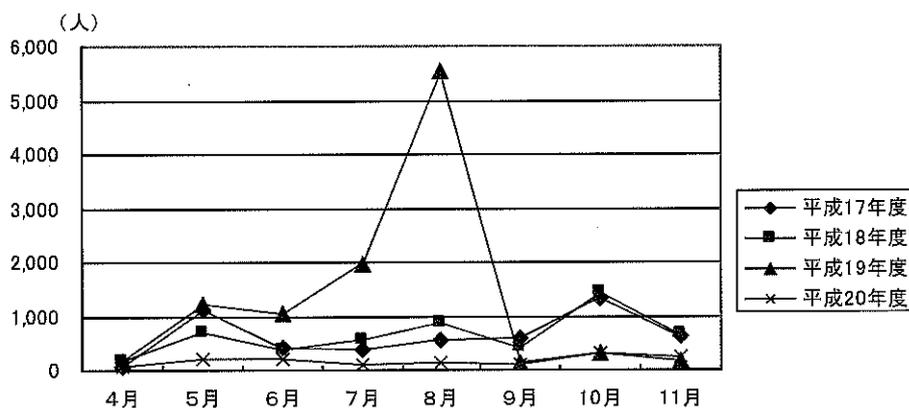


図7 カウンター調査による西大台地区の利用者数

平成 20 年度西大台利用調整地区の利用に関する調査結果概要

1. 認定関係事務の実施状況

西大台利用調整地区の平成 20 年度の利用調整期間（4 月 23 日～11 月 30 日）における認定者数の実績や認定関係事務の実施状況等についてまとめた。

（1）結果概要

平成 20 年 4 月 23 日から 11 月 30 日までの立入認定者数は、合計 1,288 人で、延べ上限人数（10,790 人）に対する比率は 11.9%で、平成 19 年度（10.3%）と同程度であった。

（2）認定者数

平成 20 年 4 月 23 日から 11 月 30 日まで（222 日間）の日別の認定者数は、下図の通りである。最も認定者数が多かったのは、10 月 26 日（日）の 46 人であった（平成 19 年度：10 月 21 日（日）、69 人）。また、認定者数が 0 の日は、222 日間で 68 日間あり、その割合は 30.6%であった（平成 19 年度：89 日間で 31 日間、34.8%）。

また、平成 19 年度は、認定者数が上限に達した日は無かったが、平成 20 年度は、6 月 3 日（火）と 11 月 11 日（火）に、認定者数が上限の 30 人となった。

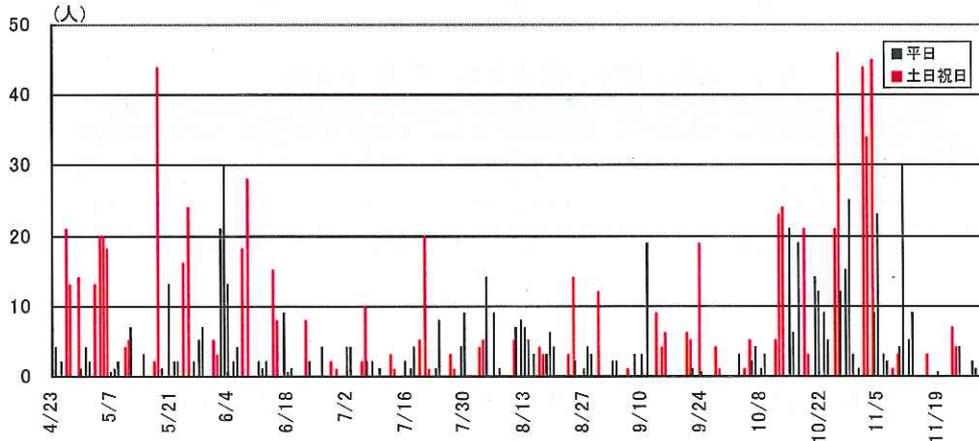


図 1 日別認定者数

また、表 1 に示すように、期間中の延べ認定者数は、1,288 人であり、立入をキャンセルした人を除く推定立入人数は計 1,156 人であった。また、延べ上限人数に対する認定者数の比率は平均 11.9%であった。

認定者数が最も多かった月は、10 月の 304 人、次いで 11 月の 233 人であった。認定者数が最も少なかったのは、4 月を除くと、9 月の 85 人、次いで 7 月の 88 人であった。

表1 月別認定者数等

月	認定者数①	キャンセル数②	推定立入人数 (①-②)	延べ上限人数③	上限に対する比率(%) (①÷③×100)
4月	55	4	51	490	11.2
5月	222	34	188	2,100	10.6
6月	174	8	166	1,130	15.4
7月	88	4	84	1,110	7.9
8月	127	6	121	1,430	8.9
9月	(67) 85	(15) 15	(52) 70	(1,240) 1,240	(5.4) 6.9
10月	(250) 304	(32) 36	(218) 268	(2,000) 2,000	(12.5) 15.2
11月	(135) 233	(17) 25	(118) 208	(1,160) 1,290	(11.6) 18.1
合計	(452) 1,288	(64) 132	(388) 1,156	(4,400) 10,790	(10.3) 11.9

※1：()内は、平成19年度の認定者数等の値。

※2：平成20年度の4月は4/23～4/30の8日間。平成19年度の11月は11/28まで。

また、上限人数別の認定数を表2に示した。延べ上限人数に対する認定者の比率は、利用集中期の土日祝日では15.5%、利用集中期の平日及び利用集中期以外の土日祝日では10.4%、それら以外の平日では10.3%であった。

表2 上限人数別の認定者数(平成20年度)

	一日あたりの 上限人数	平成20年度 の日数	延べ上限人数 ①	認定者数②	上限に対する比率(%) (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	33	3,300	511	15.5
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	91	4,550	473	10.4
上記以外の平日	30	98	2,940	304	10.3
合計	—	222	10,790	1,288	11.9

表3 上限人数別の認定者数(平成19年度)

	一日あたりの 上限人数	平成20年度 の日数	延べ上限人数 ①	認定者数②	上限に対する比率(%) (②÷①×100)
利用集中期の土日祝日	100	13	1,300	223	17.5
利用集中期の平日及び 利用集中期以外の土日祝日	50	41	2,050	165	8.0
上記以外の平日	30	35	1,050	59	5.6
合計	—	89	4,400	452	10.3

(3) 事前レクチャー受講者数

認定者1,288人の内、複数回認定により受講を免除された人が131人、立入をキャンセルした人が132人おり、レクチャー受講者は1,025人であった。

表4 事前レクチャー受講者数等

月	レクチャー 受講者数	受講免除者 数	キャンセル 数
4月	47	4	4
5月	164	24	34
6月	153	13	8
7月	70	14	4
8月	110	11	6
9月	59	11	15
10月	238	30	36
11月	184	24	25
合計	1,025	131	132

2. 西大台利用調整地区の利用者意識等に関する調査

平成 20 年度の西大台利用調整地区の利用者に対して、事前レクチャーに関するアンケート、及び利用後のアンケート調査を実施し、平成 19 年度（9 月 1 日～11 月 28 日）における結果と比較した。

2-1. 事前レクチャーに関するアンケート

(1) 調査の目的及び方法

利用者の属性や、来訪経験等の基礎データを収集するとともに、事前レクチャーに対する受講者の満足度や、改善すべき点等を把握し、事前レクチャーをより質の高いものとしていくことを目的とした。

調査方法としては、レクチャー受講者に対して、アンケート票を配布し、レクチャー終了直後に職員が回収した。回収数は1,000票、回収率は97.6%であった。

(2) 結果概要

- ・事前レクチャーの長さ、内容、配付冊子等に関しては、概ね満足度が高かった。
- ・特に事前レクチャー内容については、平成19年度よりも、「満足」とした受講者の比率が若干高くなっていた。
- ・その他の受講者の年齢、居住地等の傾向については、概ね19年度と同様であった。

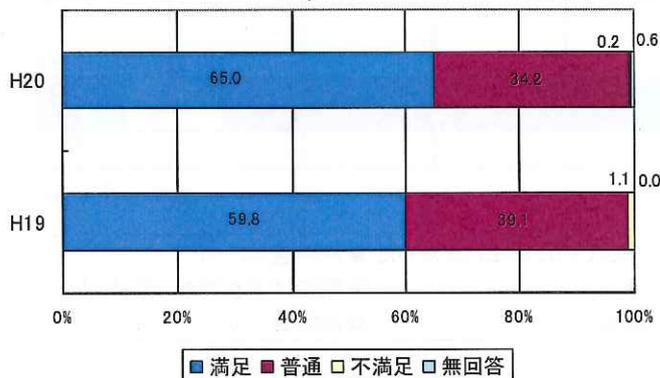


図2 事前レクチャーの内容について

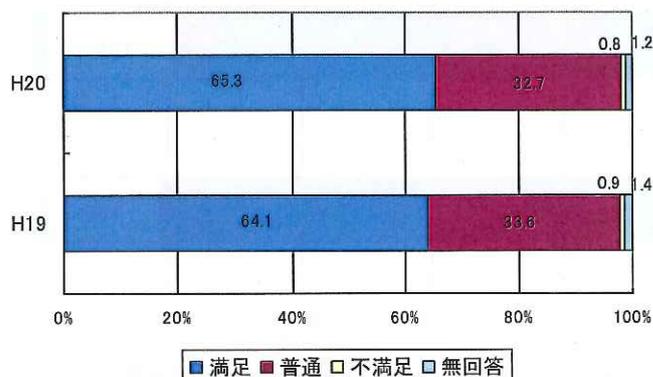


図3 配布冊子の内容について

2-2. 西大台利用調整地区利用後のアンケート

(1) 調査の目的及び方法

西大台利用調整地区の利用者の自然に対する意識や利用マナー、行動内容、満足度等を把握することにより、利用適正化計画の効果を検証し、今後のより質の高い利用につなげていくことを目的とした。

調査方法としては、事前レクチャーの受講者に対して、アンケート票を配布し、登山後に記入してもらい、現地に設置したポストへの投函あるいは郵送によって回収した。回収数は437票、回収率は42.6%であった。

(2) 結果概要

- ・利用後のアンケートの結果、利用者の満足度や再訪の意向は高く、平成19年度と同様に、利用調整地区への評価は概ね高いといえる。
- ・歩道外の歩行やゴミの投棄などの問題行動が目撃されており、今後も、利用マナーの徹底などの対策が求められる。
- ・利用者の自由意見では、案内標識の充実や申請手続きの改善を求める意見がみられ、こうした点についても、引き続き検討していく必要がある。

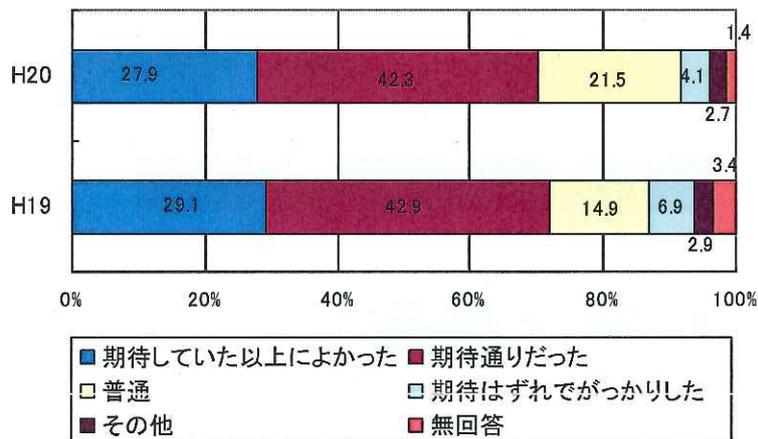


図4 満足度

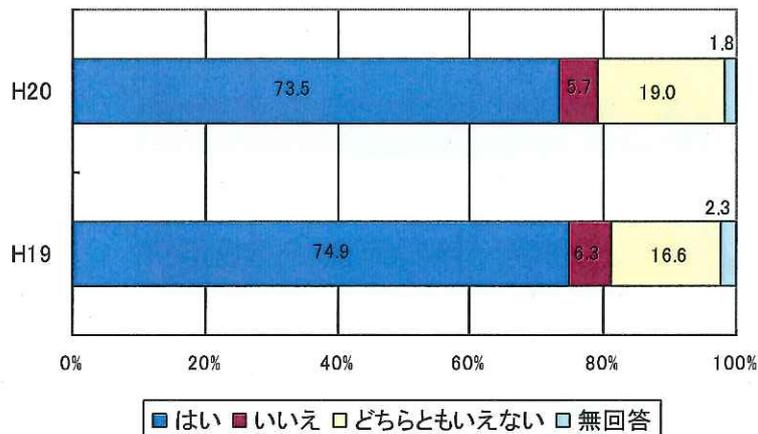


図5 再訪の意向

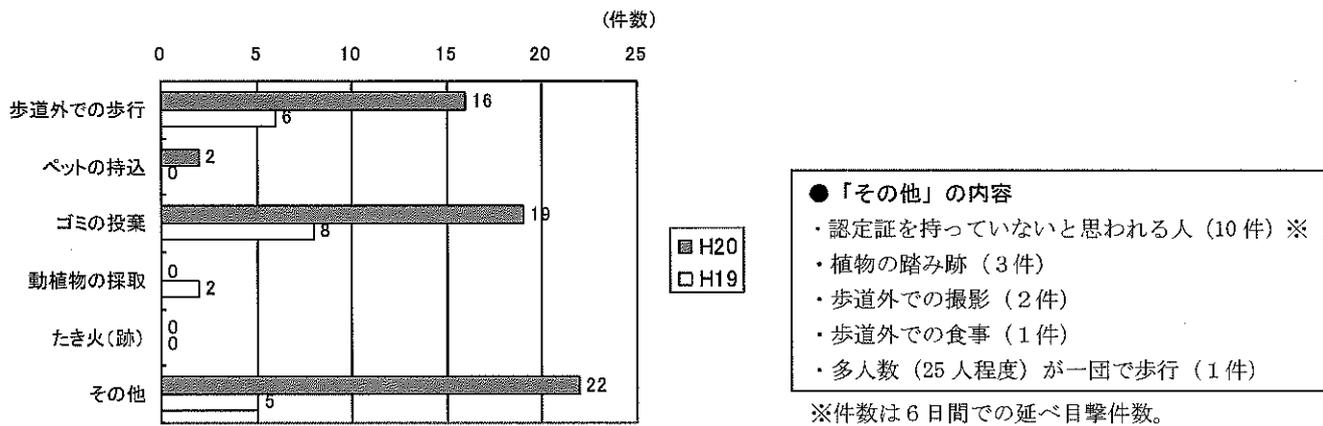


図6 目撃した問題行動

◆西大台利用調整地区に関する自由意見概要 (計 331 件)

制度に関する意見 (40 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整地区に賛同する意見 (23 件) ・事務手数料を安くしてほしい (6 件) ・事務手数料を徴収するのはおかしいと思う (1 件) ・入山できなかった場合、事務手数料は返金すべきである (2 件) ・事務手数料は当日払いにしてほしい (3 件) ・その他の制度に関する意見 (5 件)
運営に関する意見 (98 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きを簡略化してほしい (17 件) ・立入日の2週間前となっている申請期限を短縮してほしい (14 件) ・認定日が変更出来るようにしてほしい (14 件) ・レクチャー内容を改善してほしい (9 件) ・レクチャーの免除、有効期限の延長等を求める意見 (7 件) ・配布冊子を改善してほしい (6 件) ・その他の運営に関する意見 (31 件)
施設に関する意見 (150 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・迷いやすいため案内標識の拡充が必要 (75 件) ・歩道のラインが分かりにくいので対策が必要 (17 件) ・登山道を整備してほしい (6 件) ・河川の渡渉点を整備してほしい (5 件) ・トイレを整備してほしい (9 件) ・食事や休憩の出来る場所を整備してほしい。(4 件) ・解説標識を整備してほしい (16 件) ・現在のルート以外も開放してほしい (5 件) ・その他の施設に関する意見 (13 件)
その他の意見 (43 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー規制が必要である (12 件) ・ドライブウェイの混雑に対する対策が必要である (1 件) ・駐車場等は有料にしてはどうか (2 件) ・東大台地区についても利用調整等の対策が必要である (5 件) ・利用調整地区外の登山道も整備してほしい (5 件) ・キャンプ場を整備してほしい (2 件) ・鹿の増加に対する対策が重要である (3 件) ・結果をホームページで公開するなどして、このアンケートが無駄にならないようにしてほしい (1 件) ・その他の感想など (12 件)

3. 巡視及び違反者等への指導状況

西大台利用調整地区における巡視の実施状況を把握することにより、今後の利用調整地区の適切な管理及び立入認定者に対する指導、情報提供等を行うための基礎とすることを目的として、平成20年度の利用調整期間(4月23日～11月30日)における巡視の実施状況についてまとめた。

(1) 結果概要

平成20年度には、巡視の中で、違反者への注意を19件32人に対して行うとともに、無認定で入山しようとする人に入口で注意する等により違反の未然防止を62件110人に対して行っており、利用調整地区の運用において、一定の役割を果たしたといえる。

(2) 巡視の実施状況

平成20年度は、利用調整が開始された4月23日以降、毎日巡視を実施した。期間中の立入認定者数、推定立入人数^{*}、及び巡視中の認定者の確認状況は下表の通りである。巡視中に認定者を確認した割合は74.6%であり、平成19年度の80.4%より若干少なくなっている。

表5 立入認定者数と巡視の実施状況 (平成20年度)

月	認定者数			認定者の確認状況	
	認定者数(①)	キャンセル者数(②)	推定立入り者数(①-②)	確認人数	確認割合(%)
4月	55	4	51	31	60.8
5月	222	34	188	123	65.4
6月	174	8	166	121	72.9
7月	88	4	84	64	76.2
8月	127	6	121	88	72.7
9月	(67) 85	(15) 15	(52) 70	(44) 61	(84.6) 87.1
10月	(250) 304	(32) 36	(218) 268	(174) 218	(79.8) 81.3
11月	(135) 233	(17) 25	(118) 208	(94) 156	(79.7) 75.0
合計	(452) 1,288	(64) 132	(388) 1,156	(312) 862	(80.4) 74.6

※ ()内は平成19年度の値

(3) 違反者等への指導の状況

利用調整地区における禁止事項等に対する違反者への注意の件数は、合計19件、延べ32人であり、違反の内容は、全て無認定の入山であった。また、その内、無認定かつ犬を連れての入山が1件あった。

違反者等に対しては、制度説明、注意の上、利用調整地区からの退去を求めた。指導の結果、違反者等は、いずれの場合も指導に従って退去している。また、利用調整地区に入ろうとしている人に入口で注意する等して、違反の未然防止を行った件数は、計62件110人であった。

また、ドライブウェイにおいて、運転者不在の路上駐車車両を確認した件数が計111件あった。

平成19年度と比較すると、期間が前年比2.5倍（平成20年度：222日間、平成19年度：89日間）であるのに対し、違反者への注意件数が0.9倍、違反の未然防止件数1.8倍、駐車車両の確認件数2.4倍となっており、注意の件数等は前年よりも減少傾向にあるといえる。

表6 違反者等への指導の状況(平成20年度)

月	区域内における 無認定立入り者への指導		入口等での 無認定立入りの防止		ドライブウェイにおける 駐車車両の 確認件数
	件数	人数	件数	人数	
4月	0	0	1	1	8
5月	6	7	10	16	29
6月	7	12	8	16	14
7月	0	0	9	16	14
8月	1	7	6	14	7
9月	(4) 0	(5) 0	(4) 1	(-) 2	(9) 24
10月	(12) 2	(23) 3	(17) 17	(-) 27	(27) 6
11月	(5) 3	(12) 3	(13) 10	(-) 18	(10) 9
合計	(21) 19	(40) 32	(34) 62	(-) 110	(46) 111

※1：()内は平成19年度の値

※2：ドライブウェイ上に駐車している運転者不在の車両については、無認定で西大台利用調整地区に入山している可能性があることから、巡視において、駐車車両の確認を行った。

西大台利用調整地区における歩道現況調査結果概要

1. 目的

西大台利用調整地区における人の利用による歩道への影響を把握し、利用適正化計画の効果を検証するための基礎とすることを目的として、歩道現況調査を実施した。

2. 調査方法

(1) 調査日時

平成 20 年 11 月 18 日 (火)、19 日 (水)、29 日 (土)

(2) 調査対象

平成 18 年度の調査で把握した複線化箇所 29 ヶ所 (図 1 の M-1~M-29)、洗掘箇所 9 ヶ所 (図の S-1~S-9) を対象とした。

また、利用による裸地化の定点観測地点として、セツ池 (図の R-0) を設定した。また、歩道外に立入りが見られた箇所、6 箇所 (図の R-1~6) の定点観測地点を設定した。

なお、対象とした複線化、及び洗掘の定義は以下の通りである。

複線化・洗掘の定義

複線化	本来の歩道から分岐して、新たなルートが形成されている箇所。ただし、1本の樹木を迂回している場合等、小規模なものは除く。
洗掘	歩道面に対する深さが、50cm 以上の箇所、または洗掘により連続的に石が露出している箇所。

(3) 調査方法

1) 複線化・洗掘

①基礎情報の記録

各地点について、以下の項目を記録した。

路線縦断勾配、地質、周辺植生 (上層・下層)、複線化については推定される原因

②現況模式図の作成

歩道及び複線の平面的な形状 (延長は m 単位で測定)、歩道周辺の主な樹木 (樹種)、下層植生 (主な種名)、裸地、岩石、倒木、洗掘箇所、崩落箇所等の分布状況を計測し (10cm 単位)、現況模式図を作成した。また、周辺地域を含めた写真撮影により現況を記録した。

③横断面図の作成

樹木等を目印にラインを設定し (※H19 調査で設定)、洗掘の幅、深さ、複線の幅 (10cm 単位) を計測し、横断面図を作成した。

2) 裸地化

セツ池の看板付近の、利用の影響が大きい部分 (南側) と影響が小さい部分 (北側) を含む範囲に、10m×15m の調査区を設定 (※H19 調査で設定)。調査区内の主な樹木の位置、樹種、胸高直径、地表の状態、下層植生の種類と範囲、等を記録し、現況模式図を作成した。

3) 歩道外に立入りが見られた箇所

①基礎情報の記録

洗掘・複線化と同じ調査票により、各地点について、以下の項目を記録した。

路線縦断勾配、地質、周辺植生（上層・下層）

②道幅の測定

調査地点ごとに、3ラインずつの測定ポイントを設置し（※H19 調査で設定）、各ラインの幅を記録した。合わせて、周辺植生の記録、写真撮影による現況の記録を行った。

3. 結果概要

調査結果の概要は、表1に示す通りである。調査結果の判断基準としては、複線化の回復状況については、踏み跡がほとんど無く、人の通った形成が無い場合、植生の回復が見られない場合でも、「複線化はほぼ解消」とした。また、植生の回復状況については、当該箇所及びその周辺において、相観的にみて実生の発生や草本植生の回復がみられた場合、「植生は回復傾向にある」とした。

19年度調査と比較して、以下の点が明らかとなった。

①19年度にみられた利用調整前の駆け込み利用による影響はほぼ解消

19年度調査では、M-2、S-1、S-2地点において、利用調整開始前の駆け込み利用の影響とみられる植生（コケ）の踏み荒らしがみられたが、本年度調査では、特にこのような踏み跡はみられず、M-2、S-2地点では、植生の回復もみられた。

②複線化箇所の変化

29ヶ所の複線化箇所のうち、10ヶ所で複線化はほぼ解消し、8ヶ所では解消傾向がみられた。また、これらの箇所のうち、6ヶ所では植生の回復がみられた。これらの箇所の多くでは、ロープや倒木が設置され、ルートが明確化が図られている。一方、雨水の影響により、M-4において若干の洗掘の進行、M-8において小規模な道幅の拡大が確認された。

③洗掘箇所の変化

S-8において、台風によるとみられる路面の崩れ、洗掘の進行がみられたが、その他の地点では、特に大きな変化はなかった。なお、S-4では、洗掘箇所に、木材による補強整備が行われた。

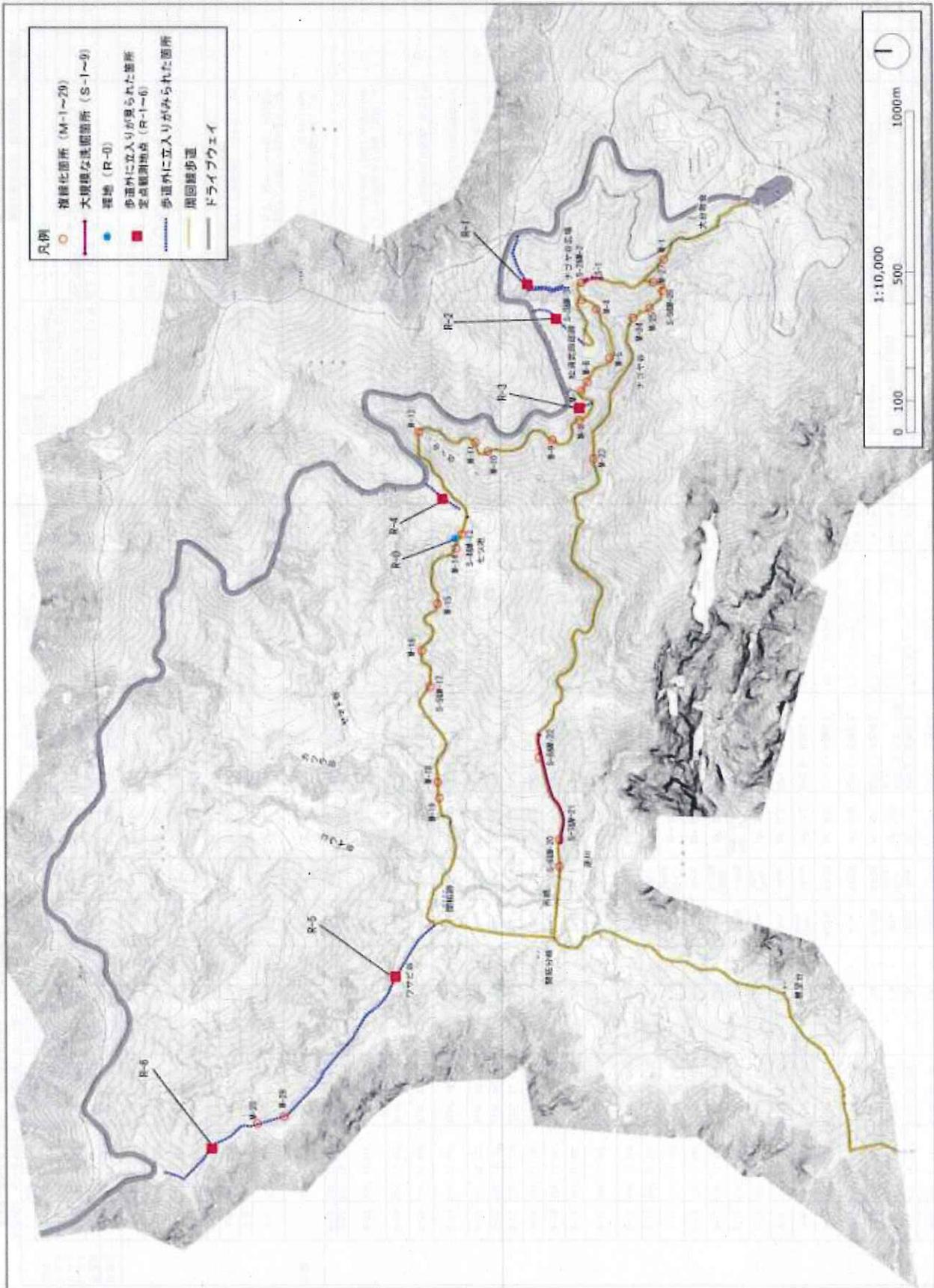
④裸地化、歩道外に立入りが見られた箇所の変化

R-2において、植生（コケ）の回復傾向がみられたが、その他は特に変化はなかった。

以上の結果から、利用調整地区の指定による利用者数の減少、及びロープ等の設置によって、歩道の複線化は解消されつつある。また、植生についても、一部に回復傾向が確認された。洗掘については、一部、進行している箇所もあったが、これには利用者の影響よりも、雨水による影響が大きいと考えられる。

そのため、全体としては、利用調整によって利用者の影響が緩和され、複線化箇所や歩道周囲の植生が少しずつ回復しており、利用調整地区の指定は効果的であったといえる。

図1 歩道現況調査地点



第 8 回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事概要

◆日 時 平成 20 年 12 月 12 日 (金) 13 : 00 ~ 15 : 00

◆場 所 上北山村振興センター

◆出席者

<委員等>

田村 義彦 大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
 長嶋 俊介 鹿児島大学多島圏研究センター 教授
 西田 正憲 奈良県立大学 教授 (ご欠席)
 村上 興正 元京都大学 講師
 横田 岳人 龍谷大学 准教授 (ご欠席)

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	流域管理調整官	鳥谷 和彦
奈良県地域振興部文化観光局ならの魅力創造課	主任調整員	福野 博昭
奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課	主幹	松浦 寛二
	係長	中川 康博
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)	
上北山村建設産業課	主幹	松島 克典
川上村地域振興課	主事	辰巳 龍三
大台町宮川総合支所産業室	係長	栢田 満

<関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	委員長	新谷 五男
上北山村観光協会	会長兼	
上北山村区長会	代表	更谷 昌美
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)	
上北山村商工会	会長	中谷 守孝
(財) グリーンパークかわかみ	(ご欠席)	
大杉谷自然学校	事務局長	森 正裕
近畿日本鉄道 (株) 大阪輸送統括部運輸部事業課	(ご欠席)	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	代表	鎌田 誠明
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)	
奈良県山岳連盟	副会長理事	大日 公一
奈良県タクシー協会	(ご欠席)	
奈良交通 (株) 吉野営業所	所長	松尾 茂
(社) 日本山岳会関西支部	自然保護委員長	斧田 一陽

特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良（ご欠席）

大台ヶ原地区パークボランティア

山本 勇三

吉野きたやま森林組合

参事

森岡 哲也

吉野熊野観光開発（株）

専務取締役

林 彪

ワーク21かみきたやま

（ご欠席）

（以上敬称略）

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所

統括自然保護企画官

田邊 仁

国立公園・保全整備課長

杉田 高行

自然再生企画官

松井 裕

自然保護官

吉澤 泰輔

同 吉野自然保護官事務所

自然保護官

濱名 功太郎

自然保護官

瀬川 涼

（株）スペースビジョン研究所

宮前 洋一

宮前 保子

安場 浩一郎

◆議 事

（１）平成 20 年度西大台利用調整地区の運用結果について

（２）平成 21 年度西大台利用調整地区に係る認定事務等の改善について

◆議事概要

○委員等からの主な意見等

（認定事務等の改善について）

- ・平成 19 年度と比較すると、多少は認定者数が増加しているが、自然環境を壊さない範囲であれば、もう少し認定者数が増えてもよいと考えられる。この協議会を、どのようにして認定者数を増やしていくかについて、アイデアを出し合えるような場にしてほしい。
- ・西大台地区の利用者が利用調整以前より、大きく減少しているため、当日または前日の申請受付については、ぜひ実現させてほしい。
- ・現状では、申請者全員の印鑑が必要なので、代理申請ができない仕組みになっている。当日または前日の申請が可能になり、代理申請ができれば、地域の宿泊施設などがツアーを組んで、着地型観光の商品として売り出していくことも可能となる。その際、ガイドを斡旋することもできると思うので、地域の活性化のために、検討してほしい。
- ・利用調整地区の本来の目的が、観光商品の開発等とは異なっているため、その点を踏まえた議論をしてほしい。

→現在の制度では、申請者全員の印鑑が必要であり、代理申請はできない。1 枚の申請書で全員の印鑑

を押すのが煩雑な場合は、各人1枚ずつ申請書を出してもらってもかまわない。

- ・事前レクチャーにおいて、身分照明証の提示を求めるのは、利用者に無用な緊張を強いることになり、よくないのではないか。また、自然観察指導員の資格を持っている人がガイドに付く場合などには、ビジターセンターではなく、歩きながらガイドからレクチャーを受けることができる仕組みにしてはどうか。
- ・レクチャーについては、自然解説だけでなく、利用調整地区に関する国の姿勢について説明することが重要なので、代理ではなく、環境省がきちんとした説明を行う必要がある。

(1団体あたりの上限人数について)

- ・1団体の上限が10人だと、マイクロバスによるツアーが組みにくいので、上限を20人に変更してほしい。
 - ・10名でバスツアーを組むことは難しいと思うので、「10名以上でも、ガイド付きであれば可能」といった仕組みにしてはどうか。
- 1団体あたりの上限については、自然環境への影響や静寂性などを踏まえて利用適正化計画に定めており、現在の上限人数を維持したいと考えている。ただし、20人の団体が来た場合でも、利用調整区内で、10人ずつに分かれて、ルールを守って行動してもらえば問題ない。

(指定認定機関の体制について)

- ・指定認定機関の現状としては、一人あたり1,000円の手数料では、事務にかかる人件費等がまかなえていない。そのため、今の体制では、当日、前日の申請受付等を行うことは難しい。今後の体制については、環境省と相談して検討していきたい。
 - ・現在の指定認定機関の赤字について、補填する考えはあるか？
- (環境省)現在の制度では、事業の委託ではなく、国の代理として事務を行う機関を指定する制度になっているので、直接の補填はできない仕組みになっている。
- ・予算が出せず、十分な事務処理体制が取れないのは、大きな問題である。その点については、本省とも相談して、検討してほしい。
 - ・当日、前日の申請受付については、指定認定機関から、山上のビジターセンター等の施設に依頼する形にしてはどうか。
- (環境省)他の団体に事務の一部を委託することに関しては、これまで検討していなかったが、審査によって事務を行う機関を指定していることから、他所への委託は難しいと考える。

(インターネットによる申請システムについて)

- ・申請事務については、ビジターセンターの機能強化によって、かなり簡素化が図れると考えられる。そのためには、ビジターセンターにインターネット回線を整備する必要があるため、そのための予算申請をする必要があるのではないか。
- (環境省)ビジターセンターにおける回線の整備については、検討したことはあるが、まだ実施には至っていない。

・全国初の利用調整地区として注目されている中で、インターネットによる申請システムは、ぜひとも必要である。Eメールによる予約受付だけでも、次年度には実現してほしい。

→(環境省) Eメールによる予約受付については、運用体制の整備によって可能なので、次年度にも導入を検討したい。それ以上のシステムについては、維持管理費用の問題やセキュリティの問題があるため、すぐに導入することは難しいが、継続的に検討していきたい。

(大台ヶ原に関する普及・啓発について)

・昨年度に比べて、大台ヶ原全体の利用者数が大きく減少している。東大台地区も利用調整の対象であるという誤解が、依然としてあるのではないかとと思われるので、その点には注意して、広報を進めてほしい。

→昨年度は、利用調整の開始年度ということで、西大台利用調整地区の説明が前面に出ていたところがある。こうした誤解については、今後とも注意しながら、大台ヶ原全体のアピールをしていきたい。

(ガイド制度について)

・質の高い自然体験を提供していく上で、ガイドの養成は重要課題である。現在の西大台におけるガイドの利用状況や、ガイドの技術や知識レベル等は、どのような状況か？

→(環境省) ガイドの利用状況については、正確な数値は、現在、整理中であり、まだ把握できていないが、おおよその感触では、1割未満と思われる。

・北山いこらでは、利用調整以前には、西大台において、年間30件程度のガイドをしていたが、今年は3名の個人のガイドのみである。ガイド制度の充実については、ぜひ進めていってほしい。また、ガイドの知識や技術については、NPO 森と人のネットワークが実施しているガイド養成講座を受講しており、安全管理や基礎知識の向上に努めている。

・自然環境の保全と地域の活性化を両立していく上で、質の高いガイド制度をつくっていくことは非常に重要だと考える。北海道のきりぎりし山や、乗鞍の五色ヶ原のガイド事例などを踏まえながら、ガイドの養成について取り組んでいってほしい。

(施設について)

・資料2の2ページに、滝見尾根への入口に利用調整地区を示す標識を設置したとあるが、滝見尾根は、利用調整地区内ではないので、標識を設置するのはおかしいのではないか。その点について、再確認してほしい。

(巡視体制について)

・巡視については、現地雇用の巡視員が何人くらいで行っているのか？

→(環境省) 1日あたり2人、利用集中期は3人で実施しており、現地の雇用人数は20人程度である。

(大杉谷の復旧等について)

・大台ヶ原は、大杉谷登山道と一体となった観光資源であるが、大杉谷の復旧状況については、どうな

っているか。また、筏場の登山道については、どうなっているか？

→（環境省）大杉谷については、主に三重県が登山道の管理を行っているが、環境省に対しても復旧に関する要請が来ているので、大杉谷の検討会をつくって、検討を進めているところである。また、筏場については、奈良県が管理しているので、そちらについては奈良県と相談して、進めていきたい。

（その他）

- ・ 東ノ川沿いに沢登りをするなどして、西大台方面に来る場合などについては、立入申請の手続きはどのようにしたらよいか？
- ・ 東ノ川を遡行して、西大台方面に入った場合、東ノ川左岸までは、利用調整地区外なので、立入の手続きは要らないが、千石嶺で岩登りする場合などには、地区内なので、事前に手続きが必要ははずである。
- ・ より深い議論をするためにも、資料は事前に配布してほしい。

大台ヶ原の普及啓発映像作成

別添

項目	内容
作成目的	<ul style="list-style-type: none"> 大台ヶ原の自然の素晴らしさや自然再生の取組について、広範に広報するとともに、西大台利用調整地区指定の目的や利用ルール等について普及啓発を行うこと。 事前レクチャーにおいて、受講者が多い場合などに円滑な事前レクチャーの実施を図るために説明の補完に供すること。
撮影日時	平成20年5月4日(日)、5月18日(日)、7月26日(土)、8月24日(日)、10月18日(土)、10月19日(日)、11月1日(土)
撮影場所	西大台、東大台、大和上市駅
撮影内容	<ul style="list-style-type: none"> 西大台の春の魅力、西大台利用者の様子等 大台ヶ原山まつりの様子、東大台の春の魅力、 東大台利用者の様子等 東大台の夏の魅力、東大台利用者の様子、 自然観察会・ボランティア活動の様子等 西大台の夏の魅力、利用者の様子等 公共交通利用者の様子、東大台の秋の魅力 駐車場・ドライブウェイの混雑状況等 西大台の秋の魅力、自然観察会の様子等 西大台の秋の魅力、利用ルール・利用マナー等
ストーリー	<div style="display: grid; grid-template-columns: repeat(4, 1fr); gap: 5px;"> <!-- Row 1 --> <div style="text-align: center;"> <p>図 1: ①タイトル</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 2: ②大台ヶ原の概要</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 3: ③利用可能期間</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 4: ④地区区分と特徴</p> </div> <!-- Row 2 --> <div style="text-align: center;"> <p>図 5: ⑤自然を守る取組</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 6: ⑥西大台の特徴</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 7: ⑦西大台の四季</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 8: ⑧西大台の動植物</p> </div> <!-- Row 3 --> <div style="text-align: center;"> <p>図 9: ⑨利用調整地区について</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 10: ⑩立ち入り人数制限</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 11: ⑪入山手続きの流れ</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 12: ⑫利用のルール</p> </div> <!-- Row 4 --> <div style="text-align: center;"> <p>図 13: ⑬利用マナー</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 14: ⑭ルート案内</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 15: ⑮入山にあたっての注意</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 16: ⑯施設案内・公共交通利用啓発</p> </div> <!-- Row 5 --> <div style="text-align: center;"> <p>図 17: ⑰質の高い利用に向けて</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>図 18: ⑱問合せ先</p> </div> </div>